

神奈川県知事

平成 19 年 8 月 22 日

松沢 成文様

「本気で臨海部の未来を考える会」

事務局 川崎ファクトリー

210-0852 川崎市川崎区鋼管通り 4-14-18

Tel044-344-6520 Fax 044-344-3936

旧神奈川県立南高校の跡地利活用にに関する要請書

1 はじめに

日ごろ、県民生活の向上と県政の発展のためにご尽力いただき、まことにありがとうございます。

さて、旧県立南高校跡地の利活用に関わる県の施策めぐって、旧県立南高校周辺の地域住民のみならず、多くの県民から疑問や要望・意見が寄せられていることはすでにご承知のことと存じます。私どもの呼びかけによる、「旧県立南高校跡地利用に関わる要望署名」はきわめて短期間に関わらずその数はおよそ 1 万筆にのぼっており、すでに市当局に届けられております。さらに、旧県立南高校近隣の地域・商店街には、「旧県立南高校の跡地を地域の発展のために活かして欲しい」という、住民の願いをこめたステッカーも商店街や住宅地に 600 枚以上が貼り出されており、この問題に対する住民の関心はきわめて高いものがあります。

また、去る 7 月 9 日に、県財産管理課と教育財務課主催の旧県立南高校跡地の土壌汚染の「説明会」なるものがもたれましたが、その説明をめぐって参加者から多くの疑問が出され、予定時間をはるかにオーバーしても、参加した県民が納得するに足る説明・答弁がなされませんでした。

その結果、「継続説明会を設定する」との約束で説明会は散会したものの、本問題に関する県財産管理課の主催のもとでの「継続説明会」は開催されないまま今日にいたっています。

ところで、「説明会」での説明によれば、この 9 月にも校舎の解体をする入札業者の選定を含めた事業の推進を行うということです。

ことは緊急を要することであり、旧県立南高校が解体されてしまっからは地域住民の跡地利活用にかかわる願いは実現することはできません。したがって、私たちは以下のよう緊急の要請を行うことにいたしました。

言うまでもなく、旧県立南高校は、県民の貴重な財産です。またその利活用にあたっての予算は県民の税金であり、無駄な遣い方は厳しくチェックされなければならないものです。先の県議会で可決されたという「校舎解体」に関わる費用は総額七億 7 千万円（解体

費：3億5千7百万、国庫納付金：2億4千万、土壤改良：1億7千万）余にも及びます。このような巨額が県税を費消しないで、地域住民の要望にそった利活用の施策を行えば、県税の大きな節約になるのは、誰が見ても明らかです。

県知事におかれましては、関係部局と緊急に協議をされ、私たちの要請に真摯に対応していただき、税金の無駄遣いをやめ、県民の意見が十分反映される施策を行うよう強く要請いたします。

以上のような前提に立ち、以下のように要請いたします。

2 要請事項

- 1 旧県立南高校の跡地の利活用については、校舎の存続を前提とした利活用をはかるため、近隣の住民の意見を広く聴取してください。そのため、校舎解体に関わる予算の執行を停止し、県民・住民の意見を反映する計画へと根本的な見直しをしてください。
- 2 県財産管理課による説明によれば、校舎の解体の理由の一つに旧県立南高校跡地の土壤汚染を挙げています。しかし、校舎を壊してまで土壤汚染対策をしなければならないような危険な汚染状態であれば、これまで長年にわたり同校を利用してきた生徒・職員には重大な健康被害を生じていることが懸念されます。
したがって県としては、校舎を壊す以前にまず何よりも、その状況を旧県立南高校卒業生ならびに当時の教職員に周知し、健康調査（血液検査など）に全力を尽くすことが急務です。それが県民の健康と安全を守るために尽くすべき県の基本的な責務です。
この点に関し、緊急の施策を明確に示されるよう強く要請します。
なお、上記の対応は必要でない場合（「汚染」と称するものが人体に影響はない場合）は、1の校舎存続による跡地の利活用は十分考慮できることとなります。
- 3 「はじめに」で述べたように、県財産管理課による「説明会」は、「継続」をしているはずですが、この「継続説明会」を緊急に再開するよう強く要請します。
- 4 県財産管理課の説明によれば、旧県立南高校の跡地利用に関わる校舎の解体は、川崎市の都市計画に関わっての強い要請によるということもその理由として挙げております。したがって、3の「継続説明会」においては、川崎市のこの問題に関わる責任部署の責任者の出席を県として強く要請してください。私どもも、別途川崎市長あてに「要請書」を提出することになっております。

おわりに

以上のように、旧県立南高校跡地利活用に関わる私たちの要請を真摯に受け止め県としての誠意ある対応をされるようあらためて要請するものです。

そして、以上の4項目の要請に対する県知事としての見解を、来る8月31日までにお示しいただけますよう、お願いいたします。

以上